

桐生市市営住宅入居者生活支援移動販売事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市(以下、「市」という。)が桐生市市営住宅(以下、「市営住宅」という。)の入居者で食料品等の日常の買い物が困難な方等の生活を支援するとともに、利便性の向上を図ることを目的として、市営住宅団地内の公共スペースを活用し、移動販売事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業は、市営住宅団地内で食料品等の移動販売を行うことを希望する事業者(以下、「移動販売事業者」という。)の申請に対し市が許可をすることにより実施するものとする。

(資格要件)

第3条 移動販売事業者は、次の各号の要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 第1条の目的を理解し、尊重した上で移動販売を行おうとする者であること。
- (2) 移動販売を行うために必要とされる関係法令等に基づく許認可等を受けている者であること。

(許可申請)

第4条 第2条の許可を受けようとする移動販売事業者は、様式第1号の桐生市市営住宅団地内移動販売許可申請書に必要とされる関係法令等に基づく許認可等を受けたことを証するもの(保健所の営業許可証(写し)等)等を添付して市に提出しなければならない。

(許可及び許可基準)

第5条 市は、前条の申請に対し、移動販売事業者の移動販売が次の各号の要件の全てを満たすときは、第2条の許可ができるものとする。

- (1) 販売品目は、食料品又は日常生活用品等(以下、「食料・日用品」という。)であること。
 - (2) 販売形態は、自動車に販売設備を設けて食料・日用品を販売するものとする。
- 2 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の許可はしない。
- (1) 前条の申請書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 移動販売事業者がその業務に係る能力を有していないと認められるとき。
 - (3) 当該移動販売が市営住宅の入居者又は周辺住民に危険や被害を及ぼす恐れがあるとき。
 - (4) 移動販売事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団であること又はその役員等(移動販売事業者が個人である場合にはその者を、移動販売事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であることが判明したとき。
- 3 第1項の許可は、1年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 前項の許可の更新を受けようとする移動販売事業者は、前項の期間(以下、「許可の有効期間」

という。)の満了の日の2か月前から1か月前までの間に前条の許可申請書を提出しなければならない。

- 5 前項の更新の申請があった場合において、許可の有効期間の終了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の終了の日の翌日から起算するものとする。

(許可通知及び許可証等)

第6条 市は、前条第1項及び第2項により移動販売許可の可否を決定したときは、様式第2号により移動販売事業者に通知し、移動販売を許可する場合は、様式第3号の桐生市市営住宅団地内移動販売許可証を交付するものとする。

- 2 移動販売事業者は、第8条第1項による許可の取消しがあったとき及び第10条による移動販売の廃止の届出をしたときは、前項の許可証を市へ返納するものとする。

(遵守事項)

第7条 移動販売事業者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 販売日及び販売時間 市と移動販売事業者の協議により決定した日及び時間の範囲内で販売すること。なお、販売時間は午前9時から午後6時までの間を基本として決定するものとする。
- (2) 販売場所 市と移動販売事業者の協議により決定した場所の範囲内で販売すること。
- (3) 許可証の表示 移動販売事業者は、市営住宅団地内で移動販売を行うときは、前条第1項の移動販売許可証を移動販売用自動車の外部から見える位置に表示すること。

(許可の取消し)

第8条 市は、市営住宅の管理上必要があると認めるとき又は移動販売事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項による許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条及び第5条第1項に定める要件のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 第7条の規定に違反したとき。
 - (4) その他、移動販売事業者として適当でなくなったとき。
- 2 市は、前項の許可の取消しを市営住宅の管理上の必要から行う場合は、当該移動販売事業者に対し許可を取り消す日の1か月前までにその旨を通知するものとする。

(再協議)

第9条 移動販売事業者は、第7条に定めるところにより市と協議して決定した販売日、販売時間又は販売場所を変更しようとするときは、予め市と再協議しなければならない。

(移動販売の廃止)

第10条 移動販売事業者が第5条第1項による許可を受けた移動販売を廃止しようとするときは、様式第4号により予め市に届け出なければならない。

(賠償責任)

第11条 移動販売事業者はその責めに帰する理由により、市営住宅施設に汚損、破損その他の損害を与えたときは、市に対し損害額に相当する金額を支払わなければならない。

2 移動販売事業者は、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

3 移動販売の実施に当たり、移動販売事業者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

桐生市市営住宅団地内移動販売許可申請書

年 月 日

(あて先)桐生市長

(申請者：移動販売事業者)

所在地 _____

名称 _____

代表者 _____

連絡先電話番号 _____

桐生市市営住宅入居者生活支援移動販売事業実施要綱に基づき、市営住宅団地内で食料・日用品等の移動販売を行うことについて許可を受けたいので、下記のとおり同要綱第 4 条により申請します。

記

1 許可の種類 (※該当するものに丸印を付ける)	新規 / 更新
2 商号又は名称	
3 移動販売用自動車の登録番号 (※例：群馬 ○○○ ○ ○○○○)	
4 販売品目	
5 移動販売を行うことを希望する市営住宅団地名	
6 移動販売希望期間	年 月 日から 年 月 日
7 移動販売希望日	
8 移動販売希望時間帯・曜日 (※午前 9 時から午後 6 時の間)	
9 その他特記事項	

※必要とされる関係法令等に基づく許認可等を受けたことを証するもの(保健所の営業許可証(写し)等)等を添付すること。

以 上

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

移動販売事業者名 _____

桐生市長 印

桐生市市営住宅団地内移動販売許可(不許可)決定通知書

年 月 日付で申請のあった桐生市市営住宅団地内移動販売許可申請については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 許可決定の内容 許可証のとおり

許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
---------	-----------------

2 不許可決定の内容

不許可の理由	
--------	--

以上

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

桐生市市営住宅団地内移動販売許可証

所在地 _____
名称 _____
代表者 _____

年 月 日付で申請のあった桐生市市営住宅団地内移動販売許可申請については、下記のとおり許可します。

桐生市長 印

記

許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
移動販売用自動車の登録番号	
販売品目	
移動販売を行う市営住宅団地名	
移動販売日	
移動販売時間帯・曜日	
その他特記事項	

※移動販売許可証を移動販売用自動車の外部から見える位置に表示すること。

以上

様式第4号(第10条関係)

桐生市市営住宅団地内移動販売廃止届出書

年 月 日

(あて先)桐生市長

(申請者：移動販売事業者)

所在地 _____

名称 _____

代表者 _____

連絡先電話番号 _____

桐生市市営住宅入居者生活支援移動販売事業実施要綱に基づき、市営住宅団地内で食料・日用品等の移動販売を行うことについて、下記のとおり廃止するので同要綱第10条により届け出ます。

記

1 許可証番号	第 号
2 商号又は名称	
3 移動販売用自動車の登録番号 (※例：群馬 ○○○ ○ ○○○○)	
4 販売品目	
5 移動販売を行っている 市営住宅団地名	
6 移動販売廃止日	年 月 日
7 廃止理由	

以上